

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 令和2年職員の給与に関する勧告の概要

- ・特別給の年間支給月数を0.05月引下げ、期末手当から差し引き
- ・月例給については、別途勧告予定

2 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等により期末手当の引下げ

期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

	年間支給月数		
	現 行	令和2年度(案)	令和3年度以降(案)
期末手当	2.60	2.55(0.05)	2.55(0.05)
6月	1.15	1.15(-----)	1.125(0.025)
12月	1.20	1.15(0.05)	1.175(0.025)
3月	0.25	0.25(変更なし)	0.25(変更なし)

令和2年度分の引下げは、本年12月期末手当において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.65月 4.60月(0.05月)
- ・再任用職員 2.45月 2.40月(0.05月)

3 施行期日

本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

令和3年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和3年4月1日